

福島県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和6年3月

福島県

目次

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 ギャンブル等依存症の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 福島県の現状と課題

- 1 福島県のギャンブル等の環境に関する状況・・・・・・・・ 5
 - (1) 公営競技の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 遊技場（ぱちんこ、パチスロ等）の状況・・・・・・・・ 7
- 2 ギャンブル等依存症の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) ギャンブル依存症が疑われる者の数（推計人数）・・・・ 8
 - (2) ギャンブル等依存症に関する相談の状況・・・・・・・・ 8
 - (3) ギャンブル等依存症患者の受診状況・・・・・・・・・・ 8
- 3 ギャンブル等依存症への支援体制・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 福島県依存症専門医療機関・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (2) 福島県精神保健福祉センター・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 自助グループ及び民間支援団体の活動状況・・・・・・ 11
- 4 ギャンブル等依存症に起因する問題の状況・・・・・・・・ 13
 - (1) 多重債務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 家庭生活への影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (3) 学業や就労への影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (4) 心身の不調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (5) 自殺・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (6) 犯罪の誘発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3章 計画の基本的考え方及び具体的取組み

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 基本的な方向性、具体的取組み・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (1) 基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(2) 具体的な県の施策について	19
(3) 関係事業者の取組み	22

第4章 推進体制

1 推進体制	24
2 進行管理	24

<参考資料>

1 ギャンブル等依存症対策基本法	25
2 福島県自殺対策推進協議会ギャンブル等依存症対策推進部会要綱	32
3 ギャンブル等依存症の相談対応に関するアンケート結果について	34

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の趣旨

- ・ギャンブル等は、娯楽の一つとして楽しむ人がいる一方で、ギャンブル等への依存の度合いが強くなることによって、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせ、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。
- ・ギャンブル等依存症は、誰もがなり得る可能性がある一方で、適切な支援によって回復可能であるにも関わらず、本人や家族が依存症という病気に気づきにくいことに加え、専門医療機関が少ないこと、相談支援体制が十分に整備されていないこと、相談支援機関や自助グループ等の支援に関する情報が届きにくいなどの理由から、本人やその家族等が治療や支援につながりにくいという現状があります。
- ・こうした中、国は、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、「ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）」（以下「基本法」という。）を制定し、平成30年10月に施行されました。さらに、平成31年4月には、同法に基づく「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。基本法において、都道府県は、基本計画を基本としつつ、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないとされています。
- ・このような状況から、本県では、国の基本計画を踏まえ、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、福島県自殺対策推進協議会に「ギャンブル等依存症対策推進部会」を設置し、ギャンブル等依存症に関わる関係者の専門的知見を聞きながら本県の実情に即した「福島県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定することとしました。
- ・今後は、この計画に基づき、関係機関や団体と連携をしながら、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人がなく、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

【参考】依存症とは？

依存症とは？

アルコールやギャンブル^{※1}などの特定の物質や行為を「やめたくても、やめられない」状態を、「依存症」といいます。習慣的に依存物質の摂取や依存行為を繰り返していくうちに進行していく病気です。

自分や家族の健全な社会生活に悪影響を及ぼす可能性があります。



誰もがなり得る

依存性のある物質摂取や依存行為が習慣化すると、年齢・性別・社会的立場などに関わりなく、誰でも依存症になる可能性があります。^{※2}



自覚しにくい

症状が徐々に変化するため、異変を自覚しづらいことがあります。また、心理的防衛により、「いつでもやめられる」などと、依存症を認められないことがあります。

脳の病気(不調)

脳の回路が変化し、依存物質や依存行為への要求がエスカレートし、コントロールができなくなります。^{※3}



周囲に影響を与える

人間関係よりも、依存物質や依存行為を行うことを優先してしまうために、関係が悪化し、家族や周りの人を巻き込んでいきます。



周囲から孤立しがち

罹病前から自分や周囲の人間を信じることができず、辛い体験をしている場合があります。依存症になることで孤立が進み、ますます依存物質や行動にのめり込むことがあります。

※1 ギャンブル等依存症対策基本法第2条では、「ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ばちこ塵に係る遊技その他の射幸行為をいう。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」をギャンブル等依存症と定義しています。

※2 なりやすさは、依存物や依存行為の種類によってことなりますが、「始めた年齢が早い」「遺伝や家庭環境が危険性を高める」などの危険因子があります。

※3 物質の場合、摂取すると脳内にドーパミンという快楽物質が分泌され、それを脳が報酬と認識し、求める回路が脳内にできあがります。摂取を繰り返すことにより快楽物質が分泌されると、より強い刺激を求め、ますます摂取をするように脳が指令を出します。このような脳機能異常によるコントロールが起きているため、自分の意志で制御することは非常に困難となります。ギャンブル等で味わうスリルや興奮といった行動でも報酬を求め続ける回路が働いているのではとされています。

※4 離脱症状とは、依存性のある物質などの反復使用を中止することから起こる病的な症状です。頭痛や手の震えなど様々な症状があります。

出典：厚生労働省「依存症って？－依存症を『正しく知って』『支える』ために」

2 計画の位置づけ

- ・この計画は、基本法第13条第1項に規定される「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定するものです。
- ・なお、この計画は、「第8次福島県保健医療計画」、「福島県アルコール健康障害対策推進計画」、「健康増進計画（健康ふくしま21）」等との整合性を図るものとします。

3 計画の期間

- ・この計画は、令和6年度を初年度とし、令和10年度までの5か年計画とします。
- ・最終年度に、この期間の取組みを評価し、計画の見直しを行うこととします。

4 ギャンブル等依存症の定義

- ・基本法第2条において、ギャンブル等依存症とは「ギャンブル等（公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう）にのめりこむことにより、日常生活または社会生活に支障が生じている状態」と定義されています。
- ・医療の現場において、世界保健機構（WHO）が定める国際疾病分類（ICD11）、「ギャンブル行動症」、アメリカ精神医学会の精神疾患の診断基準（DSM-5）、「ギャンブル障害」として基準が示され、疾病分類や診断が行われています。
- ・ギャンブル等依存症対策においては、医学的な診断名に限らず、社会的な側面にも着目して本人や家族等支援を必要とする方に対策が取られるようにする必要のあることから、本計画では、基本法第2条の定義に基づくものとします。

【参考】DSM-5によるギャンブル障害の診断基準

- ① 興奮を得たいがために、賭け金の額を増やし賭博をする欲求。
- ② 賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる。またはいらだつ。
- ③ 賭博をするのを制限する、減らす、または中止したりするなどの努力を繰り返し、成功しなかったことがある。
- ④ しばしば賭博に心を奪われている。

- ⑤ 苦痛の気分の時に、賭博をすることが多い。
- ⑥ 賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくる人が多い。
- ⑦ 賭博へののめり込みを隠すために嘘をつく。
- ⑧ 賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある。
- ⑨ 賭博によって引き起こされた絶望的な経済状況を逃れるために、他人に金を出してくれるよう頼む。

軽度 : 4～5項目の基準に当てはまる

中等度 : 6～7項目の基準に当てはまる

重度 : 8～9項目の基準に当てはまる

【参考】 ギャンブル等とは

法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為

(出典：基本法)

第2章 福島県の現状と課題

1 福島県のギャンブル等の環境に関する状況

- ・県内のギャンブル等施設は、下記のとおりです。公営競技については、「福島競馬場」が日本中央競馬会、「いわき平競輪場」がいわき市により運営されているほか、場外の投票券売場があります。
- ・遊技に位置づけられているぱちんこ、スロットについて、店舗数や台数は下記のとおりであり、県内各地において営業されています。

県内及び全国のギャンブル等施設

	公営競技				遊技場
	中央/地方競馬 (場外発売場)	競輪 (場外発売場)	モーターボート (場外発売場)	オートレース (場外発売場)	遊技場店舗数 (遊技機設置台数)
福島県	中央 1 / 地方 0 (中央 1 / 地方 2)	1 (5)	0 (2)	0 (1)	151 店舗* 68,127 台
全国	中央 10 / 地方 15 (中央 95 / 地方 79)	43 (71)	24 (83)	5 (36)	7,665 店舗 3,564,039 台
時点	R5.4				R4.12.31

出典：各公営競技ホームページ、全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ

(*県内の遊技場店舗数は、東日本大震災・原子力災害により休業中の店舗も含まれています)

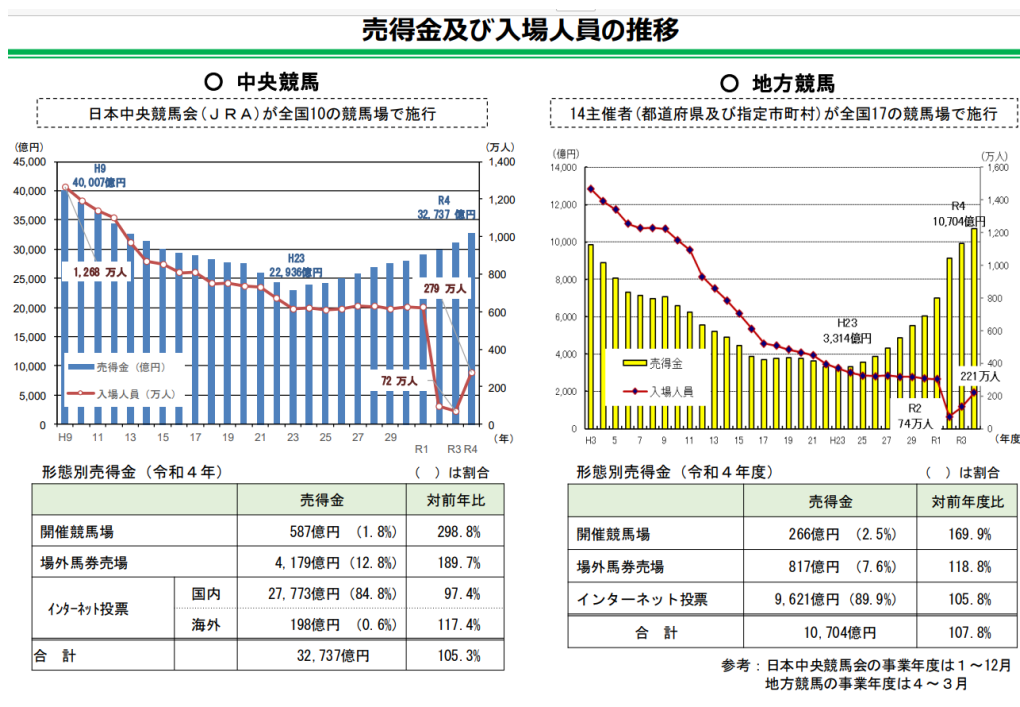
- ・競馬、競輪、モーターボート競争及びオートレースは、上記の施設以外でもインターネットや電話での投票が可能であり、居住地にかかわらず気軽に楽しめる環境にあります。特に、スマートフォンの普及により、インターネットでの投票をする者は増加しており、逆にギャンブル等施設まで足を運ぶ者は減少しています。
- ・本計画におけるギャンブル等依存症の定義からは外れますが、インターネットを介して行われる外国為替証拠金取引(FX)等は、高額な金額を取引する際の高揚感や短時間で取引結果が得られるなど、ギャンブルと類似した特徴があり、潜在的な依存症者がいることが懸念されます。また、オンラインゲームは、幼いうちから触れることができ、課金等の問題も出てきています。これらの問題は、ギャンブル等依存症の問題と共通点が多いと考えられ、今後注視していく必要があります。
- ・幼い頃からスマートフォン等のインターネット環境に慣れ親しんでいる者が

多くなっており、スマートフォン一つでギャンブルの投票やお金の借入れが可能な環境となっている状況であることを考えると、インターネットでの購入の際の注意喚起や制限及び子どもの頃からの教育や啓発も必要と思われます。

(1) 公営競技の状況

① 中央競馬(福島競馬場も含まれる)の状況

全国 10 か所の競馬場を運営する日本中央競馬会(JRA)の売得金額は、近年増加傾向にあります。令和 2 年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で入場者数が大きく減少しましたが、一方で、売得金の 8 割以上はインターネット投票で占められています。



(農林水産省「競馬の概況」より)

②いわき平競輪場の状況

ネット投票者数が年々増加しています。

いわき平競輪場における入場者数・ネット投票者数の実績（H30～R4）

◆入場者数

(単位：人)

年 度	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4
入場者数	79,711	114,635	81,103	75,993	119,399

◆ネット投票者数

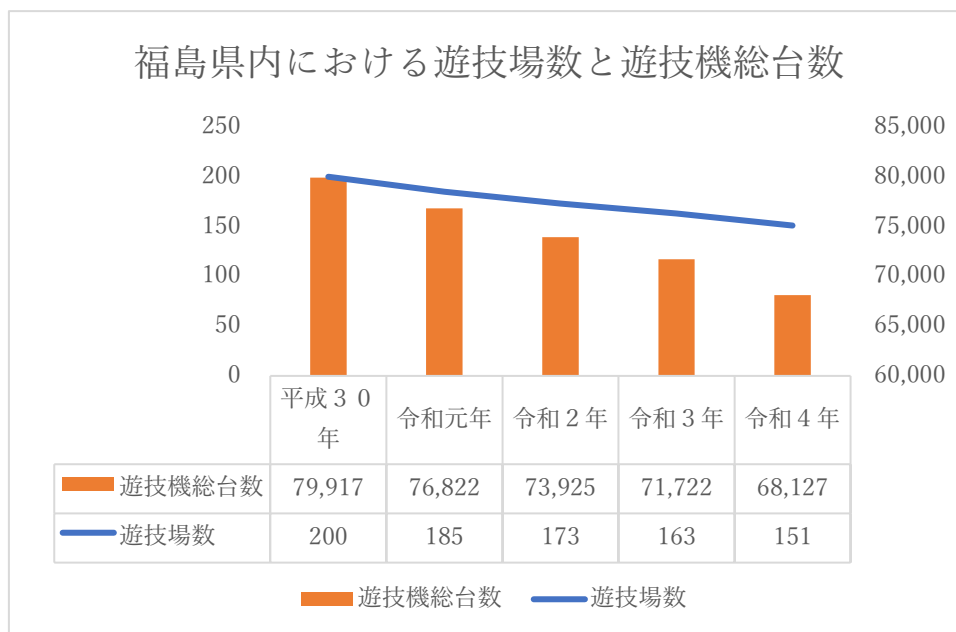
(単位：人)

年 度	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4
投票者数	950,648	1,075,841	1,726,516	2,755,825	3,024,280

(いわき市産業振興部公営競技事務所調べ)

(2)遊技場（ぱちんこ、パチスロ等）の状況

県内の遊技場店舗数及び遊技機設置台数は、年々減少傾向にあります。



(全日本遊技事業協同組合連合会「遊技業界データブック 2019～2023」より)

(注) 遊技場店舗数は、東日本大震災・原子力災害により休業中の店舗も含まれています。

2 ギャンブル等依存症の状況

(1) ギャンブル等依存症が疑われる者の数（推計人数）

- 最新の調査結果では、過去 1 年におけるギャンブル等依存が疑われる者の割合が、全体で 2.2%、男性で 3.7%、女性で 0.7%と示されています。（松下幸生、新田千枝、遠山朋海；令和 2 年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」, 2021 年）
- この結果を福島県の 20 歳以上人口（令和 5 年 10 月 1 日現在）で換算すると、県内でギャンブル等依存症が疑われる方は、全体で約 3 万 3 千人と推計されます。

(2) ギャンブル等依存症に関する相談の状況

- 精神保健福祉センターや保健所等に寄せられたギャンブル等依存症に関する相談件数は増加傾向にはありますが、上述の推計人数と比較してかなり少数であり、ギャンブル等の問題を抱えていても相談機関につながっていない方が多いと考えられます。

①精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症に関する相談件数（延べ件数）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
来所相談	6	0	33	68	71
電話相談	12	0	149	88	284

②保健所及び市町村等におけるギャンブル等依存症に関する相談件数

（延べ件数）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
来所相談	69	65	51	45
電話相談	51	53	102	80
訪問相談	7	15	22	16

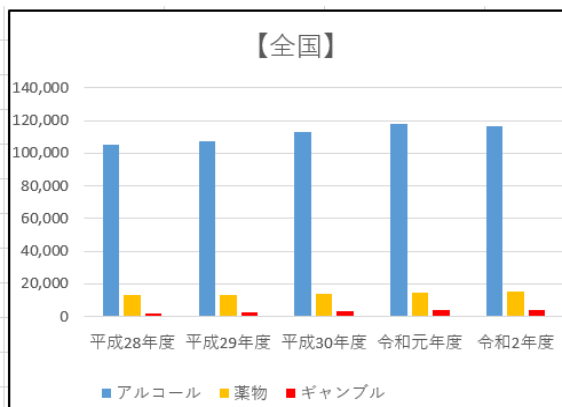
（厚生労働省「地域保健・健康推進事業報告」より）

(3) ギャンブル等依存症患者の受診状況

- ギャンブル等依存症の患者は、他の依存症と比較して、受診者が少なく、医療機関につながりにくい依存症であることが窺えます。
- また、県内のギャンブル等依存症に係る専門医療機関は 1 か所であり、遠方の方の方が受診しにくい状況となっています。今後専門医療機関を増やして

いくことが課題となります。

表1 依存症の患者の推移（全国）

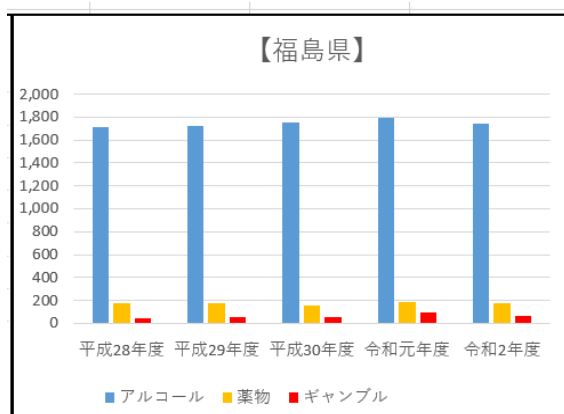


(人)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全国	アルコール	105,362	107,563	112,857	117,887	116,625
	薬物	13,014	13,591	14,168	14,847	15,106
	ギャンブル	1,961	2,402	3,042	3,716	3,752

（『厚生労働科学研究費補助金』および『厚生労働省行政推進調査事業費補助金』研究班 精神保健福祉資料（NDB）より）

表2 依存症の患者の推移（福島県）



(人)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福島県	アルコール	1,708	1,722	1,755	1,794	1,744
	薬物	175	174	157	184	179
	ギャンブル	44	51	56	93	68

（『厚生労働科学研究費補助金』および『厚生労働省行政推進調査事業費補助金』研究班 精神保健福祉資料（NDB）より）

3 ギャンブル等依存症への支援体制

(1) 福島県依存症専門医療機関

- ・本県では、依存症に係る医療提供体制の強化を目的に、依存症対策に取り組む体制の整った保健医療機関を選定しています。現在、以下の二つの医療機関が専門医療機関に選定されていますが、ギャンブル等依存症についての専門医療機関は、医療法人大島クリニックのみとなっております。

医療機関名称	対象の依存症
医療法人為進会寿泉堂松南病院	アルコール健康障害
医療法人大島クリニック	ギャンブル等依存 アルコール健康障害

(2) 福島県精神保健福祉センター

- ・本県では、令和2年4月から、県の精神保健福祉センターを依存症相談拠点として位置づけ、相談対応と回復支援の拠点として、関係機関と連携しながら以下の事業を実施しています。

① ギャンブル問題家族教室の実施

同じ悩みを持つ家族の皆さんと、依存症についての正しい知識を身につけ、家族への関わり方等の対処方法を知ること、及び家族同士の交流を図ることにより家族自身の回復につながることを目的として、開催しています。

② ギャンブル障害回復トレーニングプログラム(SAT-G)の実施

島根県立心と体の相談センターにおいて開発された、ギャンブル障害の治療プログラムを実施しています。

*SAT-Gとは、Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder の略で、島根ギャンブル障害回復トレーニングプログラムです。

③ 精神科医による専門相談

依存症に関する問題に悩む家族や当事者に対し、精神科医が面接をし、助言を行います。

④ 電話相談及び来所相談

依存症に関する問題に悩む家族や当事者に対し、依存症相談員等が電話や対面での相談を行い、必要に応じてプログラムや支援機関へとつないでいます。

(3) 自助グループ及び民間支援団体の活動状況

県内には、以下の自助グループ及び民間支援団体があり、活動をしています。

団体等名	活動内容
GA (ギャンブラーズ・アノニマス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等依存症本人の自助グループです。 ・県内には、ふくしま、郡山、会津、白河の4つのグループがあり、定期的にミーティングを開催しています。
ギヤマノン	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等の問題で影響を受けた家族や友人の自助グループです。 ・県内には、福島、福島ハピネス、会津若松、郡山、郡山ステップ、ウイズダム開成、いわきの7グループが定期的にミーティングを開催しています。
全国ギャンブル依存症家族の会 福島	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等依存症の家族のための自助グループです。 ・月1回家族の会を開催し、情報交換等を行っています。 ・年に数回、各方面の専門家を招いて、ギャンブル等依存症に関連する問題についてのセミナーを開催しているほか、関係機関との連携を図っています。
一般社団法人磐梯ダルク	<ul style="list-style-type: none"> ・「薬物依存症回復支援施設」として設立されましたが、ギャンブル等依存症者についても入所をしての回復支援や、本人及び家族からの相談を受けています。 ・関係機関との連携を図っています。

【参考】 自助グループについて

○GA (ギャンブラーズ・アノニマス)

ギャンブル等依存症の問題を抱える当事者のグループです。

ギャンブラーズ・アノニマスは、1957年1月にアメリカで、ギャンブルの問題を抱えた2人の男性が偶然に出会ったことから始まりました。そして、1957年9月13日に、ギャンブラーズ・アノニマスの第一回ミーティングが、カリフォルニア州ロサンジェルスで開催され、これ以降、グループは世界中に広がっていきました。日本国内でも、2024年1月現在で、46都道府県で214のグループが活動しています。

ギャンブラーズ・アノニマスの「アノニマス」とは、「匿名の」という意味であり、メンバーは本名を明かす必要はなく、匿名で参加できるようになっています。グループは定期的なミーティング活動を行い、互いの過去の経験や現在の状況を語り合います。

メンバーになるために必要なことは、ギャンブルをやめたいという願いだけであり、会費もありません。また、ギャンブラーズ・アノニマスは、特定の宗教や政党、組織、団体に縛られることはありません。

*GAのホームページ <http://www.gajapan.jp/index.html>

○ギヤマノン

ギャンブル等依存症の問題の影響を受けた家族、友人のための自助グループです。日本では、1991年に八幡山のグループが発足して以来、全国に広がっています。

医師やカウンセラーなどは同席せず、家族、友人という同じ立場の人たちが集まり、悩みや苦しみを分かち合い、勇気と元気をもらうために、ミーティングを行っています。メンバーは匿名で参加しており、本名や身分を明かす必要はありません。また、特定の宗教、政党、組織、団体にも縛られません。

*ギヤマノンのホームページ <http://www.gam-anon.jp/>

○NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会

ギャンブル等依存症の家族会です。2016年2月に、ギャンブル依存症回復施設グレイス・ロードの入寮者家族を対象にした家族会が開催された時から活動が始まり、各地に家族会が結成されています。福島では、2017年1月に設立されました。

ギャンブル等依存症の家族が抱える問題を広く知ってもらうことを目的として、啓発活動、情報提供などの活動をしているほか、家族ならではの解決策をサポートしています。

*全国ギャンブル依存症家族の会ホームページ <http://www.gdfam.org/>

4 ギャンブル等依存症に起因する問題の状況

一般的に、ギャンブル等依存症に関連して、次のような問題が生じるおそれがあります。いずれも本人だけでなく、家族をはじめとする周囲に深刻な影響を与えるため、対応が必要となります。

(1) 多重債務

賭け金を確保するために借金を繰り返し、多重債務に陥る場合があります。

(2) 家庭生活への影響

ギャンブル等を原因とした借金や嘘から、家族は本人を信じることができなくなり、家庭不和が生じることがあります。さらに生活困窮、ドメスティックバイオレンス、離婚、児童虐待などの問題が生じる場合もあります。

(3) 学業や就労への影響

学業や仕事に身が入らず、退学、失業や転職を繰り返すことがあります。

(4) 心身の不調

ギャンブルの最中は気分が高揚する一方で、負けた結果の後には、深い気分の落ち込みがあります。債務の問題等で、イライラしたり、不安、不眠になったり、精神的に追い詰められ、うつ病等の精神疾患を発症したりすることがあります。

(5) 自殺

ギャンブル等依存症に関連する多重債務、家庭内不和、周囲の人間関係の悪化による孤立等の要因が重なる中で、自殺に追い込まれることがあります。

(6) 犯罪の誘発

賭け金の確保を目的とした、職場での現金等の横領や窃盗、詐欺等の犯罪に及ぶ場合があります。

<資料>

① 多重債務相談の状況

年度	相談件数	(A)のうち多重 債務相談件数※	多重債務相談 件数比率(%)
	(A)	(B)	(B)/(A)
20	8,597	1,745	20.3%
21	7,961	1,181	14.8%
22	7,729	848	11.0%
23	6,949	420	6.0%
24	6,084	296	4.9%
25	6,389	281	4.4%
26	5,877	237	4.0%
27	6,083	217	3.6%
28	5,630	220	3.9%
29	5,035	229	4.5%
30	4,624	229	5.0%
元	4,411	171	3.9%
2	4,265	121	2.8%
3	3,623	122	3.4%
4	3,703	125	3.4%

※フリーローン・サラ金以外の要因に起因する多重債務相談(住宅ローン、自動車ローン等)も含め計上している。

(福島県消費生活課「令和4年度消費生活相談の状況」より)

※上記の多重債務相談件数は、福島県消費生活センターで受けた相談件数です。年々相談件数が減少していますが、これは市町村、国財務事務所、法テラス等様々な機関で相談を受けるようになったことも関係しており、多重債務の問題が減少しているということではありません。

② 犯行の動機がギャンブル等依存である刑法犯の総検挙件数の状況

令和元年から令和4年の刑法犯検挙総数のうち動機が「ギャンブル依存」、「ぱちんこ依存」の件数及び「賭博」の検挙件数

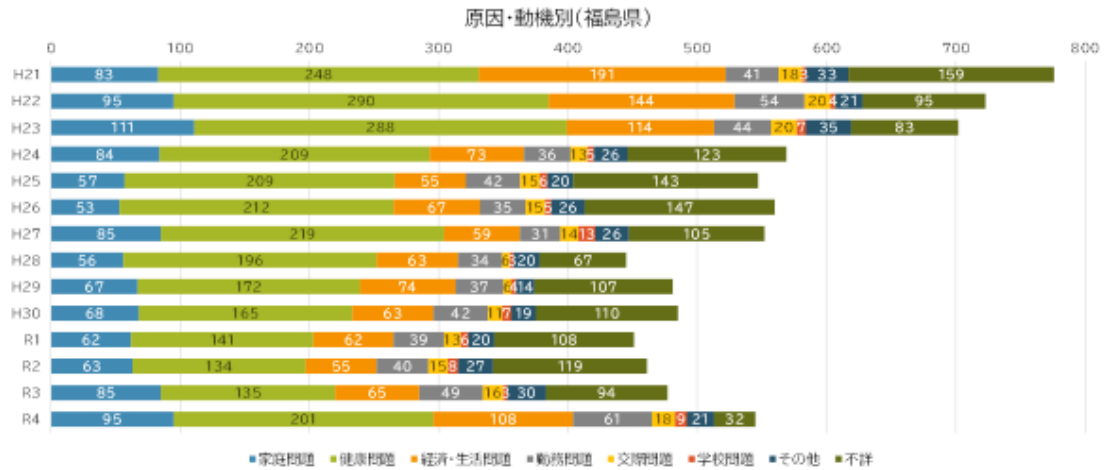
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑法犯検挙総数		4,233	4,023	3,266	3,261
うち犯行の 動機原因	ギャンブル依存	33	43	8	19
	ぱちんこ依存	34	12	12	9
うち罪名	賭博	0	2	0	0

(福島県警察本部提供資料に基づき県障がい福祉課作成)

③ 自殺者数の状況

原因・動機（福島県）（警察庁自殺統計 確定値 自殺日・住居地より）

- ・ R 3年までは遺書等の裏付けのあるもの1人につき3つまで
- ・ R 4年からは家族等の証言から考え得る場合も含め1人につき4つまで計上可能となった



※複数回答可の調査であるため、原因・動機数の和が自殺者数の総和と一致するとは限らない。

※ギャンブル等依存以外の要因を含む。

(警察庁自殺統計「確定値 自殺日・住居地」より)

「経済・生活問題」の中には、負債（多重債務、ギャンブル他）や借金の取り立て苦などが含まれています。「経済・生活問題」は、毎年自殺の原因・動機の上位3位内に含まれています。

第3章 計画の基本的考え方及び具体的取組

1 基本理念

本県のギャンブル等依存症対策は、基本法3条の規定を踏まえ、次の事項を基本理念とします。

- (1) ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための適切な対策を実施するとともに、ギャンブル等依存症当事者及びその家族が円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援します。
- (2) ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連していることから、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮を行います。
- (3) 医療提供体制や相談支援体制の整備において、アルコール健康障害、薬物依存症等に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮を行います。

2 基本的な方向性、具体的取組

(1) 基本的な方向性

① 予防教育、普及啓発

- ・ギャンブル等依存症は、誰でもなり得る可能性があること、適切な治療や支援により回復が可能な病気であること等の正しい知識が十分浸透していないために、ギャンブル等による問題が生じても、回復につながる適切な相談や支援につながりにくいという課題があります。そのため、依存症に関する正しい知識の普及啓発や教育の推進をしていきます。
- ・学校教育においては、平成30年3月に公示された「高等学校学習指導要領」の保健体育科の指導内容として、「精神疾患の特徴」にギャンブル等の嗜癖行動について加えられました。また、平成30年7月公表の「学習

指導要領解説」では、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症も含めた依存症について記載され、予防についての理解を深めています。

- ・しかし、ギャンブル等依存症の予防においては、もっと早い段階から年齢に応じて依存症の正しい理解を深められるようにしていくことも大切です。近年、幼少期からオンラインゲームに親しむ子どもが増えています。そのオンラインゲーム等には「ガチャ」と呼ばれる射幸性が高い仕組みが盛り込まれているものもあり、子ども達にもこのような身近なことから普及啓発を図る必要があります。

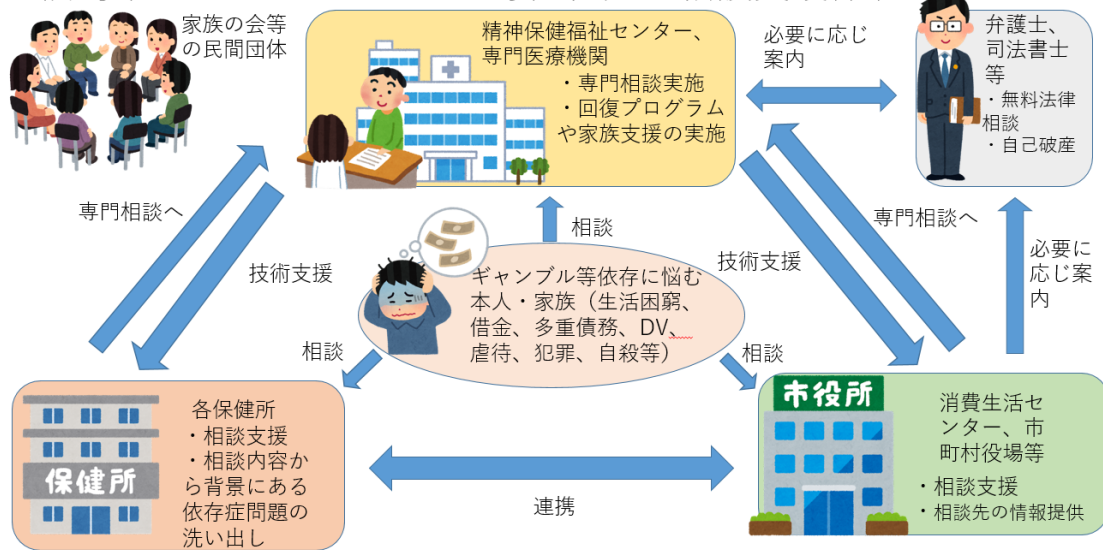
② 相談、治療、回復のための支援体制の充実

- ・現在、ギャンブル等依存症に関する相談は、主として精神保健福祉センターや各保健所が受けていますが、家庭や経済的問題の相談の中にも、背景にギャンブル等依存の問題がある場合もあります。そのため、ギャンブル等依存の相談を直接受ける機関でなくとも、相談を受けた人がギャンブル等依存の問題があることに気づき、適切な相談先につなげることができるようになることが必要です。
- ・ギャンブル等依存症で悩む方やその家族が早期に相談ができ、適切な助言や支援を受けられるよう、県民の相談窓口の周知や地域における相談窓口職員のスキル向上に努めます。
- ・また、依存症相談拠点と関係機関の連携強化を図り、ギャンブル等依存症の疑いのある本人及びその家族が、適切な相談・支援を受けられる支援体制の構築や、専門医療機関を増やすことを目指します。

③ 連携協力体制の構築及び人材の育成、確保の推進

- ・ギャンブル等依存症に関連する問題は多岐にわたっており、本人や家族等に対する包括的な支援を行うためには、医療、福祉、司法、行政、民間団体等を含めた関係機関の連携が必要です。
- ・依存症相談拠点を中心として、相談支援体制づくりをするとともに、ギャンブル等依存症に関連する相談を受ける可能性のある職員に対して研修を行っていきます。

福島県におけるギャンブル等依存症の相談支援体制



④ 多重債務問題・犯罪防止等への取組

- ・ギャンブル等依存症が多重債務問題や犯罪等の問題に関連することを踏まえ、多重債務に対する解決に向けた支援や違法に行われるギャンブル等への取り締まりを強化することが必要です。
- ・特に多重債務問題の背景にギャンブル等依存症がある場合は、多重債務の問題に対応するだけでなく、適切な関係機関へつなげることも必要とされます。

(2) 具体的な施策

① 予防教育、普及啓発

<p>○県障がい福祉課・県精神保健福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none">・基本法に定められている「ギャンブル等依存症問題啓発週間」（毎年5月14日～5月20日）等の機会を通じ、ポスター、リーフレットの配布等により、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を図っていきます。学齢期の子どもに関しても、課金型のオンラインゲーム等の依存を含め、ギャンブル等依存症の予防につながる啓発に取り組みます。
<p>○県精神保健福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none">・年1回、「アディクション・フォーラム」を開催し、講演や当事者の体験談等を通じて、広く県民に対して依存症という病気やその回復についての理解、啓発に努めます。・「精神保健瓦版ニュース」、「自殺対策メールマガジン」を発行し、県民や関係機関に対し、依存症の記事や関連する研修、イベントの案内等を提供することで啓発をはかります。
<p>○県教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none">・高等学校において、保健体育科の指導内容として、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を扱うことが学習指導要領に定められています。成年年齢の引き下げを踏まえつつ、文部科学省等の啓発資料や外部講師を活用して、依存症についての正しい理解を深められるようにし、予防教育に取り組みます。
<p>◎以下は、直接ギャンブル等依存症に関してではありませんが、インターネットの適正使用等、未成年がギャンブル等に関連した情報につながることを防ぐ等の取組について、記載します。</p>
<p>○県子ども・青少年政策課</p> <ul style="list-style-type: none">・県教育委員会、県警察本部と連携し、県内児童生徒のインターネット利用に関する基礎知識の習得を支援するシステム「ふくしま情報モラル診断」を運用することにより、青少年がインターネットを適切に利用できる能力を身に付けられるよう取り組んでいきます。・県内の携帯電話インターネット接続役務提供事業者（携帯ショップ、家電量販店など）を対象に、青少年が利用者となる場合のフィルタリング普及促進への対応が適切に行われているか、立入調査を行っています。
<p>○県教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none">・情報モラル教育研究校で行った指導事例集の発信、及びふくしま情報モラル診断の活用を通じ、情報モラルを指導できる教員の育成や、児童生徒が犯罪被害を含む危機を回避し、正しく安全に情報を活用できる能力の育成に努めています。・高等学校において、長期休業前に生徒指導の機会を設け、スマートフォンなどによるインターネットを利用した非行、事故等の防止に努めていきます。また、公民科や家庭科の授業において、契約の重要性や多重債務問題などの消費者問題の背景について理解できるよう、消費者教育に取り組んでいきます。
<p>○県警察本部</p> <ul style="list-style-type: none">・学校等と連携した情報モラル教室等を通じ、少年によるSNSやインターネットの適正な利用に関し、犯罪被害やトラブルに巻き込まれないよう注意喚起を推進します。

②相談、治療、回復のための支援体制の充実

○県障がい福祉課	・ギャンブル等依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関の指定に努めていきます。
○県精神保健福祉センター、県保健所	・相談拠点である精神保健福祉センター及び各圏域の保健所において、ギャンブル等依存症の当事者及び家族等からの相談へ対応していきます。
○県精神保健福祉センター	・家族教室、ギャンブル障害回復トレーニングプログラム(SAT-G)、精神科医による専門相談を実施し、当事者や家族の回復に向けた支援を行っていきます。 ・毎月、自助グループのミーティング日程等を「アディクション伝言板」という形でホームページに掲載し、依存症問題に悩む当事者や家族に情報を提供します。
○県消費生活課	・県消費生活センターの相談窓口では、ギャンブル等の問題に関連する消費生活相談や多重債務相談に対応するとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、適切な専門機関につなげるよう取組みます。

③連携協力体制の構築及び人材の育成、確保の推進

○県障がい福祉課	・「福島県自殺対策推進協議会ギャンブル等依存症対策推進部会」を開催し、各取組に関する情報の共有、課題について検討し、本計画の進捗管理等を行っていきます。 ・関係機関に対し、依存症対策全国拠点機関等が実施している「依存症相談対応指導者養成研修」や「地域生活支援指導者研修」等の専門研修に関する情報を提供し、受講を呼びかけます。
○県精神保健福祉センター	・「精神保健福祉関係職員研修（基礎研修、テーマ別研修）」にて、相談に携わる職員が、依存症についての理解及び当事者や家族への支援について学ぶ機会を提供します。 ・「アディクション・スタッフミーティング」を開催し、研修を通じて依存症関連問題に携わる支援者の対応力向上を図るとともに、支援者自身も一人で抱え込むことがないよう、支援者同士の顔の見える関係作り、地域で支えるネットワーク作りを目指します。
○県消費生活課	・県消費生活センターの相談員が、ギャンブル等の問題に関連する相談に適切に対応ができるよう研修を受ける機会を確保していきます。

④多重債務問題・犯罪防止等への取組み

○県消費生活課

- ・弁護士や司法書士による無料法律相談を実施し、借金、多重債務に関する相談に対応します。
- ・県弁護士会、県司法書士会、市町村等と連携して「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施し、多重債務者向けの無料相談会を開催します。

○県警察本部

- ・県内のぱちんこ営業所に対する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく立入りをを行い、法令を遵守した健全な営業をするよう指導等を行っています。
- ・賭博等に関する情報等の収集に努め、賭博事犯の取締りを徹底することで、風俗環境の浄化を推進します。

(3) 関係事業者の取組

関係事業者は、基本法7条に基づき、不適切なギャンブル等誘因の防止やギャンブル等依存症予防のためのプログラム及び広報での注意喚起等に取り組んでいます。

①日本中央競馬会(JRA)福島競馬場

日本中央競馬会(JRA)では、令和2年に日本中央競馬会ギャンブル等依存症対策実施規程を整備し、ギャンブル依存症対策委員会を設置する等、組織全体でギャンブル等依存症対策に取り組んでおり、福島競馬場においても本部からの通達等に応じて以下の取組を行っています。

- ・のめり込みに不安・お悩みのある本人または家族からの申請に基づき、本人の競馬場及び場外発売所への入場制限やインターネット投票の利用を停止しています。
- ・電話・インターネット投票会員が、ホームページ上の設定サイトにおいて1節毎の購入上限額を設定できる仕組みを提供しています。
- ・ポスター、ステッカー、テレビコマーシャル、SNS、新聞・雑誌広告等への注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」の表示をしています。ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14～20日)においては、若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深めるための普及啓発活動を実施しています。ホームページや来場者に配布するリーフレット等によりJRAのギャンブル等依存症対策(アクセス制限、購入上限額設定システム、相談窓口等)の周知を実施しています。
- ・20歳未満の者の勝馬投票券の購入及び20歳未満の者のみによる場外馬券売場への入場を防止しています。(20歳未満の者と思われる者に対し、警備員等による年齢確認の声かけをしています。)
- ・「日本中央競馬会広告・宣伝指針」(令和4年7月公表)に則った広告・宣伝の実施(過度に射幸心をあおる内容にならないよう留意)をしています。
- ・競馬場で実施するビギナーを対象としたセミナーでリーフレットを配布しています。

②福島県遊技業協同組合連合会

- ・全日本遊技業協同組合連合会を含むぱちんこ関連事業団体である「パチンコ・パチスロ産業21世紀会」が基本法を踏まえ、令和元年12月に「パチンコ依存症問題対策基本要綱」、「パチンコ・パチスロ産業依存症問題対策要綱」を策定し、

令和2年3月30日には、個々のぱちんこ店が取り組む内容をまとめた「パチンコ店における依存問題対策ガイドライン」を策定しています。これに基づき、以下の取組を行っています。

- ・来店者が1日の遊技使用時間及び金額、1ヶ月の来店日数を申告し、上限に達した場合に従業員が当該来店者に警告する「自己申告プログラム」や、本人の同意を得た家族からの申告により、本人の入店を制限する「家族申告プログラム」を行っています。
- ・ぱちんこへの依存防止対策を行う「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を養成し、ぱちんこの依存問題に関する相談に対応します。各店舗2名以上のアドバイザーを配置できるよう取組を行っています。
- ・「リカバリーサポート・ネットワーク」という電話相談窓口により、相談対応に取り組んでいます。
- ・パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議にて、第三者評価を受け対応の改善に努めています。店の敷地内の銀行ATM等の撤去等、テレビのコマーシャルをできるだけ青少年が見ない時間帯に流す等の取組を行っています。

③いわき市産業振興部公営競技事務所

- ・平成29年に全国競輪施行者協議会が一定の対策ガイドラインを設け、いわき平競輪場に競輪依存症相談窓口運用ガイドラインが設置されました。相談実績はまだありませんが、相談があった場合には、内容に応じ、適切な支援機関につなげるよう取組んでいます。
- ・ギャンブル依存の恐れのある本人又は家族からの申請に基づき本人の競輪場、場外車券売場への入場を規制しています。
- ・ギャンブル等依存症について、ホームページやポスター等で啓発を行っています。

第4章 推進体制

1 推進体制

- ・ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、関係機関や関係事業者等が、それぞれ責務、役割を担うとともに、計画の実施に際しては互いに連携協力することが重要であり、そのために効果的な取組を進めていくこととします。
- ・ギャンブル等依存症問題について、幅広く関係する多くの機関、団体等に働きかけ、周知啓発に努めます。
- ・ギャンブル等依存症問題の支援については、ギャンブル等依存症の専門医療機関と相談拠点機関を中心に、保健所、市町村、自助グループ及び民間支援団体等と連携して取り組みます。

2 進行管理

- ・計画の目標達成状況や施策の進捗状況や評価については、毎年度「福島県自殺対策推進協議会ギャンブル等依存症対策推進部会」において行います。
- ・計画期間の最終年に当たる令和10年度に、本計画に基づく取組の評価を行い、本計画の見直しを行います。
- ・計画に位置づけた取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前であっても、必要に応じて見直しを行います。

平成三十年法律第七十四号

ギャンブル等依存症対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

二ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮）

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。)は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。)に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題(ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画(以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施

策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職

場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャン

ブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（ギャンブル等依存症対策推進本部員）

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

（資料提供等）

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

（資料の提出その他の協力）

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必

要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

- 2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は令和三年九月一日から施行する。

福島県自殺対策推進協議会ギャンブル等依存症対策推進部会設置要綱

(設置)

第1条 福島県自殺対策推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、福島県におけるギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、福島県自殺対策推進協議会ギャンブル等依存症対策推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 効果的なギャンブル等依存症対策の検討に関する事
- (2) ギャンブル等依存症対策に係る関係機関・団体の連携・調整に関する事
- (3) その他ギャンブル等依存症対策の推進に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる機関・団体を代表する者で構成する。

- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員は、やむを得ない事由により部会に出席することができないときは、当該団体等の所属する者を代理人として選任し、その職務を行うことができる。

(部会長)

第4条 部会には部会長を置き、福島県保健福祉部障がい福祉課長が指名する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて、部会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

第6条 部会にはワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの組織、運営に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、福島県保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月9日から施行する。

別表 構成員一覧

区分	所属
当事者・家族	全国ギャンブル依存症家族の会福島
経営・労働	日本中央競馬会福島競馬場
	福島県遊技業協同組合連合会
	いわき市産業振興部公営競技事務所
医療・保健・福祉	一般社団法人福島県医師会
	公立大学法人福島県立医科大学医学部神経精神医学講座
	医療法人大島クリニック
	一般社団法人福島県精神保健福祉士会
学識	福島学院大学福祉学部
司法	福島県弁護士会
	福島県司法書士会
行政	福島県精神保健福祉センター
	福島県生活環境部消費生活課（福島県消費生活センター）
	福島県保健福祉部障がい福祉課

福島県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和6年3月発行

福島県保健福祉部障がい福祉課

所在地 福島県福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-8204